

1 計画策定の背景と目的

人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲にとどまっていた。しかしながら、科学技術の進歩などにより人類が物的な豊かさを享受する一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど社会経済活動による環境への負荷が著しく増大した結果、自然循環が阻害され、様々な環境問題を引き起こしてきている。

このような現状に対し、環境の世紀といわれる二十一世紀に生きる私達は、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動を地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要があることから、本県においては、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「本条例」という。）を制定した。

本条例の目的である循環型社会の形成には、私達一人ひとりが、環境への負荷を低減する取組みを自ら率先して実行するとともに、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等のあらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総参加で取り組んでいくことが重要であり、これら取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、「本条例」第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」である。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」（以下「うつくしま21」という。）における重点施策体系に示されている、「循環型社会の形成」を推進するための計画としても位置づけられるとともに、「福島県廃棄物処理計画」（以下「廃棄物計画」という。）等と連携のもとに策定するものである。

3 計画の期間

本計画は、平成32年度頃の目指すべき社会を見据えながら、平成22年度を目標年次とする実施計画である。

4 現状と課題

（1）自然循環について

福島県は、奥羽山脈と阿武隈高地が縦断する広大な県土に、二つの国立公園（磐梯朝日国立公園、日光国立公園）、一つの国定公園（越後三山只見国定公園）及び十一の県立自然公園を有し、多様な地形と自然条件の下に植物相及び動物相も変化

に富み、豊かな自然に恵まれている。そして、県民は、その恩恵を受けて生活を営んできている。

しかしながら、一方で、戦後の急速な経済発展による大規模開発やライフスタイルの変革により、都市部をはじめとした環境の変化は著しく、周辺の開発が進み、生活雑排水等による水質汚濁や農業の近代化による農薬や化学肥料の使用等により自然に対する負荷が大きくなり、多くの動植物が危機に瀕するなど自然の循環が損なわれる現象が生じている。

人間の活動は、自然から資源を獲得してその活動を維持発展させているが、持続可能な社会を形成していくためには、環境負荷を自然の循環を阻害しない範囲に止めるよう低減することが不可欠であり、常にその活動が生態系の均衡を保つよう、すなわち自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮されなければならない。

このため、水その他の自然的構成要素の良好な状態での保持、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全に資する施策に取り組むことが重要である。

(2) 資源循環について

日本では、戦後の経済の高度成長を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型経済システムとなり、その量的な拡大が自然循環を上回り、自然界に大きな負荷を与え、地球環境を損なってきた。現実の地球が有限で劣化することは、誰の目から見ても明らかであり、自然環境を悪化させ、天然資源を枯渇させてしまえば人類の生存が危うくなってしまふ恐れがある。

本県においても、~~最終処分場の逼迫~~廃棄物の不法投棄、そして水や大気の汚染など環境の悪化等が身近な問題となってきている。

このため、現在の経済システムを転換し、最小の資源を用いて最大の効果を挙げることが念頭に、化石燃料、鉱物資源等枯渇資源の消費抑制を図ることはもとより、再生可能な資源の利用の促進と長期使用、適正な循環資源の確保とその処分の適正化を図ることが重要である。また、地域において持続可能な循環型社会を形成していくためには、再生可能な資源が再生可能な範囲で、地域内でその利用が促進されることは、経済コストの面からみても重要である。

ちなみに、本県における資源循環の状況、つまり物質フローの状況は次のとおりとなっている。

物質フロー現状の調査

循環型社会を形成するためには、私たちの経済活動において投入された資源がどれだけ再び資源として循環しているかといった物質の流れを把握することが重要となる。そのため、県内における物質の流れについて、「資源投入、製品生産、販売・購入、新規蓄積・消費・廃棄、処理・処分」の5項目の断面と「財の蓄積・既存ストック」を設定し、各断面について工業統計表など各種統計を加工することにより「重量ベースによる物質フロー」を推計する。

- ア 資源投入
- イ 製品生産
- ウ 販売・購入
- エ 新規蓄積・消費・廃棄
- オ 処理・処分

物質フローについては委託予定

(3) 生活様式・行動様式について

二十世紀の経済成長を前提とする社会経済システムは、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを一般化させたことにより、資源やエネルギーが大量に消費され、環境が汚染されるなどの地球環境問題を引き起こし、深刻化させてきた。また、それは、人間と自然の関係に止まらず、人と人との関係や地域間の問題などにも及んでいる。

健全な自然環境を将来の世代に引き継いでいかなければならない使命を負った私達は、一人ひとりが自然環境の中で生かされていることを自覚し、日常生活、学問研究や事業活動などあらゆる場面において、環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、それぞれが環境への負荷の低減に資することに自ら率先して取り組むことが重要である。

日本は、江戸時代に代表されるような循環型社会の経験、歴史があり、日本人には、自然を愛する、畏怖する心が宿り、そして自然と共生する知恵と文化が内在している。これを呼び起こして賢い生活様式・行動様式に転換する必要がある。

5 福島県が目指す循環型社会

(1) 自然と共生する社会

人が活動するにあたって、自然の生態系等に配慮を欠かさない明確な意思とシステムを持ち、健全な自然循環が保たれた持続可能な社会。

(2) 「ごみ」のない社会

限りある資源を有効に活用するため、資源の消費を抑制することはもとより、「ごみ」の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を通じて、適正な資源循環の確保を図り、「ごみ」のない社会。

(3) 「もったいない」の心が生きている社会

日常生活において、県民一人ひとりが、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、日本人の伝統である「もったいない」の心に根ざし、ものの価値を生かし、ものを大切にするなど、環境への負荷が少ない心豊かな生活様式・行動様式が文化として定着する社会。

6 施策の展開

(1) 自然循環の保全

循環型社会は、人間が生態系の多様な機能に支えられていること及びその生態系が自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって形成されることから、その均衡が環境への負荷によって損なわれないよう健全な自然循環が保全されることを旨として、次の施策を行う。

森林の保全、整備等

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能が循環型社会の形成に果たす役割が大きいことから、森林を適正に保全し、整備するため必要な施策を講ずるものとする。

具体的には、森林施業を計画的に推進し多面的機能の発揮に向けた多様な森林の整備を進める。また、本県の豊かな森林資源の維持に重要な役割を果たしている林業の振興を図るため、基幹的な林業就業者の育成と地域への定着を図るための研修体制強化に取り組むとともに、県産木材等の供給体制の整備と木材製品の利用促進、特用林産物の振興を図る。

また、県民が森林の有する多面的機能についての理解を深めるとともに、県民等が自発的に行う森林の整備及び保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

持続性の高い農業生産方式の普及等

農業による環境への負荷を低減し、及び持続可能な農業の確立を図るため、持続性の高い農業生産方式の導入を促進し、並びにそれらを担う人材の育成及び確保を図るため必要な措置を講ずるものとする。

また、水源涵養、自然環境の保全等の機能を有する農地を適正に保全・整備するため必要な措置を講ずるものとする。

具体的には、認定農業者等の意欲ある担い手と新規就農者の育成・確保を図るとともに、たい肥など有機性資源の循環利用の促進や有機農作物等の生産技術の確立・普及、エコファーマーの認定など、環境と調和した農業の推進に取り組む。

また、自然環境・景観に配慮した農業生産基盤の整備を進めるとともに、中山間地域の農林業・農山村が有する多面的機能の維持・強化を図るため、中山間地域等直接支払制度等を活用し、耕作放棄地の解消や発生防止等に取り組む。

水産資源の適切な保存、管理等

水産資源の適切な保存及び管理を図るため、水産動植物の生育環境の保全及び改善並びにそれらを担う人材の育成及び確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

具体的には、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため、本県海域におけ

る漁業資源の調査に進め、漁獲努力量の適正化を含めた適切な資源管理に努めるとともに、種苗の安定供給と放流技術の改良等を推進し、栽培漁業の振興に取り組むものとする。

また、漁業担い手の育成・確保を図るため、新規就業の促進や漁業後継者の育成等を支援するとともに、内水面漁業及び養殖業の健全化を図るため外来魚の拡散防止等に取り組むものとする。

健全な水の循環を保全するための総合的な管理

水環境（水質、水量、水生生物、水辺地その他の水を取り巻く包括的な自然環境をいう）が、人間の活動によって著しく損なわれることなく、健全な水の循環が行われるよう、森、川、海等の環境が一体として保全されるようにするため、排水処理施設等の適正な整備等の促進その他必要な措置を講ずるようつとめるものとする。

また、水の効率的な利用により環境への負荷を低減するため、雨水の貯留又は浸透のための施設を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

さらに、県民等が自発的に行う水環境の保全活動及び当該保全活動を目的とした河川流域における地域交流を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産とも言える。また、その恵みの下、人々はこの地域の特性をいかした固有の伝統や文化を創り出してきただけでなく、県内外から訪れる人々に潤いとやすらぎを与えてくれるなど、その恩恵が計りしれないことから、このかけがえのない水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代へ引き継いでいくことが重要である。

このことから、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることにかんがみ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環が保全されるよう排水処理施設の適正な整備や循環型農業の推進等を推進することとする。

野生動植物の保護

県民の財産である野生動植物を保護するため、生物の多様性を保全し、豊かな生態系を確保するため、捕獲・採取の禁止などの規制的措置や保護監視体制の充実・強化、あつれきを生じている野生動植物との共生を図るための検討など、総合的な対策を実施する。また、環境の変化により減少しつつある野生動植物が保護されるよう必要な措置を講ずるものとする。

緑化の推進及び緑地の保全

自然循環が健全に保全されるよう、緑化の推進及び緑地の保全のため、必要な施策を講ずるものとする。

具体的には、山林地域における緑化の推進はもちろん、都市部における公園等の整備により、山村部はもちろん都市部においても自然循環が健全に保全するような施策を講じる。

自然再生の推進

過去に損なわれた生態系その他自然環境を取り戻すため、自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、またはその状態を維持管理する事業の推進に努めるものとする。

具体的には、荒廃湿原の植生復元や自然環境の保全のための動植物等の環境等の調査をおこなう。

「県の工事等における健全な自然循環への配慮」

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うに当たっては、環境への負荷が少ない工法を採用すること等により、自然環境が健全な状態に保全されるよう配慮するものとする。

また、県有施設の計画・設計の段階から、熱負荷低減に配慮した断熱性の高い工法やリサイクル可能な資材等の採用、空調・換気設備におけるエネルギーの効率的利用等 省資源・省エネルギー対策を講じるとともに、住宅等については環境負荷の低減に配慮し、これまでのフロー型からストック重視へ転換する。

(2) 適正な資源循環の確保等

有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えていることにかんがみ、再生可能な資源が持続的に再生可能な範囲で利用されること及び地域内でのその利用が促進されること、再生不可能な資源は、その消費が抑制されること並びに技術的及び経済的に可能な範囲で適正な資源循環を確保することを旨として、次の施策を行う。

資源及びエネルギー消費の抑制

資源及びエネルギーの消費の抑制を促進するため、職場や家庭における消費抑制の取組や循環資源の利用についての普及啓発等を行う。

新エネルギー利用等の促進

県は、新エネルギー利用等の促進を図るため、県の施設へ積極的に導入や試験研究をするとともに、普及促進のための支援を行う。

環境への負荷を低減するための交通の円滑化

交通渋滞等に伴うエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、道路の改良、公共交通機関の利用の促進その他交通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

県民及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用に関する活動を促進するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

また、循環資源の循環的な利用を促進するため、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定、当該認定を受けた製品の普及促進その他必要な措置を講ずるものとする。

事業者による循環型社会の形成への取組の促進

事業者による循環型社会の形成への取組を促進するため、情報の提供、循環型社会の形成に自ら努めていると認められる事業所の認定その他必要な措置を講ずるものとする。

環境物品等への需要の転換の促進

県民等が物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合は、環境物品等を選択するよう促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、県は環境物品等への需要の転換を促進するため、物品及び役務の調達にあたっては環境物品を選択するよう努めるものとする。

地産地消の促進

県は地産地消がエネルギー消費の抑制等、環境への負荷を低減に資する面があることにかんがみ、県民等の地産地消を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

バイオマス製品の利用促進

バイオマスは、植物が光合成を行う限り枯渇することがない再生可能な資源であるばかりでなく、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を新たに増加させないカーボンニュートラルな資源であるとともに、森林資源や海洋資源等地球上の広範囲にわたって莫大な賦存量があることから、現在利用していないバイオマスをエネルギー源として有効に活用すれば、化石燃料の一部を代替する有望な資源となることから、県民等のバイオマス製品の使用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

また、バイオマスのカスケード利用や地域に賦存するバイオマスを、その地域に関わりのある人、もの、技術等を生かしながら、エネルギーやマテリアルに変換し、その地域で消費し、それを繰り返すことで可能な限り余すことなく循環利用することとする。

産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物が適正に処理されるよう、周辺の自然環境や生活環境など地域との共生に配慮した産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、事業者や処理業者に対する監視・指導や不法投棄パトロール等の強化を図ることにより不法投棄等の環境犯罪の取締りを強化する。

環境の保全上の支障の防止及び除去等

県は、循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換

環境への負荷を低減する取組みは、県民一人ひとりが、これまでの大量消費・大量廃棄型の価値観や意識を転換し、資源やエネルギーを節約すること、良いものを大切に長く使うこと、また、それに値するものを研究開発し、供給すること、地元で生産されたものを可能な限り地元で利用することなど、日常生活、学問研究及び事業活動などのあらゆる場面において、できることから実践していくことが重要である。そして、そのような新しい生活様式・行動様式が、心豊かな賢い生活として当たり前のように思えるようになることが不可欠である。

循環型社会の形成は、環境への負荷を低減するよう努めることを旨として、価値観や意識を見つめ直すことが肝要であり、「もったいない」の心も生かして次の施策を行う。

「もったいない」について

日本に古くからある「もったいない」という言葉は、「その物の本来の価値が生かされず無駄になるのが惜しい」という意味を持ち、一人ひとりが「もったいない」の意識の持つことにより「ごみ」も「資源」となるなど、物を大切に扱うことを教えている。また、「恐れ多い」、「有難い」などの意味も併せ持ち、利己的な考えから共生の論理に立った循環型社会形成の趣旨に合致した言葉であることから、日本人の伝統的な心として引き継いできた「もったいない」という言葉を本計画のキーワードの一つとして活用することし、取り組みの指針として「もったいない50の実践」(別表1)を例示するとともに、「もったいない運動」への支援等を行うこととする。

循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

循環型社会の形成について県民等の理解を促進するため、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

具体的には、県民に対する広報活動を講じるとともに、学校教育の場での環境教育を実施する。

県民等の自発的な活動の促進

県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動の促進を図るため、人材の育成、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次の施策を行う。

調査の実施

県は、循環型社会の形成に関する施策の策定並びに実施に必要な調査を実施するものとする。

科学技術の振興

循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

経済的措置

循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

7 計画の推進

循環型社会の形成には、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等ができることから自主的に取り組むとともに、各主体が幅広く連携しながら、県民総参加で推進していくことが重要である。

(1) 県民の役割

県民は、循環の理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めなければならない。

また、循環の理念にのっとり製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物になることを抑制し、及び製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めなければならない。

さらに、循環社会の形成を推進するためには、県民一人ひとりの意識の向上が

重要であることに留意し、循環の理念にのっとり循環社会の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

さらに、県民は、自らのライフスタイルを資源循環の視点から見直すことにより、日常生活での無駄を省き、環境への負荷を軽減する生活を実践するとともに、消費活動などで、環境負荷の小さな事業活動を実践している事業者を支援することで、事業者の資源循環に向けた取組みを促す。また、地域の一員として、NPO・NGO等や行政などの活動に対して協力・支援することで、地域の取組みを促進する役割を担います。

(2) 民間の団体等の役割

民間の団体等は、県民のライフスタイルの変革や地域の活動を活性化させるような先導的な取組みを行います。また、事業者や行政と連携・補完しあうこと等により、県民の活動と事業者・行政などの活動を有機的に結びつけ、循環型社会づくりを加速する役割を担います。

(3) 事業者の役割

事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めなければならない。

また、循環の理念にのっとりその事業活動を行うに当たっては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となったときは、これらについて自ら適正に循環的な利用を行う、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源については、自らの責任において適正な処分をする責務を有する。

製品、容器等の製造・販売を行う事業者は、循環の理念にのっとりその事業活動を行うに当たっては、当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて、適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならなとようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。事業者は循環の理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、再生品をしようすること等により循環型地域社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

事業者は、排出者責任、拡大生産者責任に基づき、廃棄物の3R、適正処分に主体的に取り組むとともに、減量化・再資源化に向けた取組みを関係団体等と協力して進めるなど、循環型社会経済システムを構築する役割を担うものとする。

(4) 行政の役割

市町村

市町村は、グリーン購入・調達等に率先して取り組むほか、県民、NPO・NGO等の取組みの支援や地域特性を考慮した事業の展開等を通じて、循環型社会の構築に努るとともに、一般廃棄物の処理責任者として、取組みの優先順位に基づく適切な処理・処分を実施する役割を担うものとする。

県

県は循環型社会形成についての循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。また、市町村が循環の理念にのっとり当該市町村の区域自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行う。また、グリーン購入・調達等に率先して取り組むほか、県民、NPO・NGO等、事業者、市町村の取組みの支援、取組環境の整備、関係主体間の連携促進等を通じて循環型社会形成の総合調整約としての役割を担うとともに、国や他の都道府県との関わり等、県域を越える諸問題にも応じるものとする。

(5) 連携

大量生産、大量消費、大量廃棄という生活様式・行動様式は、日常生活や生産、流通、消費、廃棄という事業活動等社会全般に浸透している。このような様式は、関係者を強く拘束しており、県、市町村、事業者（生産者、流通業者、処理業者等）及び県民等のいずれか一つが何らかの措置を講じようとしてもそれだけでは大きな成果を上げることはできない。

全ての主体が従来の価値観を改め、循環型社会形成に向けてそれぞれの主体ができ得る限りの役割を果たすとともに、連携することによって、社会の意識を変え、社会経済システムを変えていくことができる。

8 進行管理

- (1) 各施策の取組みについては、毎年度の結果を取りまとめ、福島県循環型社会形成庁内連絡会議においてPDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、実績等を公表する。
- (2) 各施策目標で数量的に表すことができるものは、数値目標として「別表2」に掲げる。
- (3) 本計画は、「本条例」第10条第6項に基づき、5年後に見直しを行うものとする。

別表1 「もったいない50の実践」

別表2 数値目標

「うつくしま21」及び「廃棄物計画」の目標年度と同じ平成22年を目標年次として設定する。

50の実践の選択手法について

1 「もったいない50の実践」候補の収集方法

- (1) 平成8年3月制定の「アジェンダ21ふくしま」より、主要課題と具体的な行動の体系(15の課題)の県民の行動より選択
- (2) 平成9年2月に取りまとめられた「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」より選択
 - (1)(2)については、行政の継続性のため活用
- (3) 循環型社会形成推進計画でのパブリックコメント時における公募
- (4) 環境省 身近な地球温暖化対策「家庭でできる10の取り組み」

参考

(「アジェンダ21ふくしま」より 県民)

自然と共生する地域づくりの推進

- 1 すぐれた自然や身近な自然に親しみ、これらの自然を守ります。
 - ・自然公園などのすぐれた自然や里山・水辺などの身近な自然に親しみ、自然と人間の関わりについての理解を深めます。
 - ・自然公園や里山・水辺などの身近な自然に親しむ機会には、動植物を体制にし、ごみの持ち帰り運動など死背県豊かな環境の保全と美化につとめます。
- 2 みどり環境の保全と創造をすすめます。
 - ・森林公園・都市公園などに積極的に親しみ、みどり環境が持つ生態系や多様な機能の理解を深めます。
 - ・緑の募金運動などに積極的に参加し、みどり環境の創造への理解と貢献につとめます。
 - ・紙製品等木材を原料とする製品の効率的な利用・再生利用につとめ、森林資源の節約を図ります。
- 3 水環境の保全と水の有効利用をすすめます。
 - ・本県は、大きな河川を通して隣接3県の上流域に位置していることを自覚し、下水道等の積極的利用をすすめるとともに、地域に応じては合併処理浄化槽の設置を積極的にすすめます。
 - ・台所における水切りネットの使用や洗剤の適正使用など、生活排水による水質汚濁の防止に努めます。
 - ・洗濯、洗面、洗車などの水の使い方を工夫して、節水につとめます。
- 4 生物にやさしい地域づくりをすすめます。
 - ・地域に生息・生育する動植物の生命を尊重し、その環境と生態系への関心を深め、多様な生物が生息・生育する環境の保全につとめます。
 - ・野鳥の森や白鳥飛来地などの身近な地域の動植物の生育環境の保全につとめます。
- 5 環境に配慮した農林漁業の推進につとめます。
 - ・規格外や無農薬野菜・果物の積極的な消費、あるいは自然のサイクルにあった食生活など、環境に配慮した農業の推進を理解し、協力していきます。

環境への負荷が少ないライフスタイルの確立

- 6 省エネルギー・省資源型ライフスタイルの実践につとめます。
 - ・むだをなくし、ものを大切に永く使用する生活に心がけます。
 - ・電気やガス・灯油などの燃料の経済的・効率的使用につとめ、省エネルギー

- ・省資源型ライフスタイルの実践につとめます。
 - ・断熱材の効果的な利用など省エネルギー型住宅の実現につとめます。
- 7 ごみの減量化とリサイクルをすすめます。
- ・台所の生ごみのコンポスト処理や買い物袋の持参など、身近なところでごみ減量化に取り組めます。
 - ・ものを大切に使い、安易にごみ化しないようにつとめるとともに、不要になったものはフリーマーケットなどで再利用に工夫します。
 - ・ごみの分別排出を徹底し、古紙、缶、ビン、プラスチックなどの資源回収に積極的に協力します。
- 8 環境にやさしい商品の使用につとめます。
- ・エコマーク、グリーンマーク等の環境に配慮した商品を使用します。
- 9 環境に配慮した交通手段の利用につとめます。
- ・自家用車の経済的運転や相乗りにつとめ、環境に配慮した車の利用につとめます。
 - ・鉄道・バスなどの公共交通機関を積極的に利用します。
- 10 環境教育・環境学習や環境保全実践活動を進めます。
- ・学校、公民館、家庭などの身近な場所で環境問題について学習します。
 - ・環境に関する講演会や見学会には積極的に参加します。
 - ・一斉清掃活動、花いっぱい運動や都市公園・河川・海岸愛護活動等に積極的に参加します。
- 11 環境に配慮した社会システムづくりの推進
- ・地域ぐるみで省エネルギー運動を組織的に展開し、その普及に努めます。
 - ・太陽熱温水器・太陽光発電などのソーラーシステムを積極的に利用します。
- 12 リサイクル社会の確立と廃棄物の適正な処理につとめます。
- ・リサイクルと廃棄物問題などを正しく理解し、リサイクルと廃棄物の適正な処理に協力します。
 - ・分別収集や再生製品利用についての組織的な取組をすすめます。
- 13 環境に配慮した事業活動の推進につとめます。
- 14 環境にやさしいまちづくりをすすめます。
- ・「ごみのポイ捨て」防止運動などに地域ぐるみで取組み、散乱ごみのないまちづくりにつとめます。
 - ・花いっぱい運動や生垣の植栽など、みどり豊かなまちづくりにつとめます。
- 15 地球環境保全に向けた国際協力をすすめます。
- 世界各国の環境の状況と私たちの生活との関連を理解し、地球環境問題の現状の把握につとめます。
- (エコライフ4つの心がけ より)
- 節電 こまめにスイッチオフを実行しましょう。
- アイドリング・ストップ アイドリングストップ運動をすすめましょう。

ごみ減量化・リサイクル 1人1日100gのゴミを減らしましょう。
エコショッピング 環境にやさしい買物に努めましょう。

「もったいない運動」

環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイ副環境相が本年2月に来日し、日本の「もったいない」という言葉を知り、3月4日ニューヨークの国連本部で開催された「国連婦人の地位向上委員会」の演説の中で4R運動で持続可能な開発を実現し、限りある資源を有効利用し、公平に分配すれば、資源をめぐる紛争は起きない・・・女性たちによる世界的「もったいない」キャンペーンを展開し、資源を効率的に利用しましょう」と訴えた。(4R:Reduce(発生抑制)、Reuse

(再使用)、Recycle(再生利用)、Repair(修理))

福島県商工会連合会青年部・女性部においては、平成9年から「4R」運動(4つ目のRはRefuse(抑制))を展開していることから、マータイさんの考えに共感し、「4R」運動を「もったいない運動」として展開することを決議するとともに、県に対して同運動を県の施策として取り上げ、指導・支援されるよう要望している。

県としては、「もったいない」という言葉が本条例の趣旨にも合致し、キーワードにふさわしいことから、当該計画に盛り込むこととしたい。

(4) 計画策定の手法

循環型社会の実現のためには、県民、事業者、民間の団体、行政等が共通理解に立ち、それぞれの役割分担及び超学際的な連携のもとに取り組むこととしている。

本計画の策定にあたっては、ホームページ等を通じて広く県民、事業者及び市町村等の取組みや意見を取り入れるとともに、「うつくしま21」及び「廃棄物計画」等との整合がとれるよう、庁内関係グループと検討、調整の上、「福島県環境審議会」において内容を審議することとなる。

心、生きる知恵、生きる基本、和、もったいない、節度、節操、日本文化、東洋文化、足ることを知る者は富めり。(老子) 心足らずば身は貧にあらず。(白楽天) 忠恕、人情、思慮、識見、謙虚、互譲、使命、大義、共生、共存、教育、手作り、人づくり、土づくり、地域づくり、地産地消、医食同源、有機物循環、雑穀根茎、水稻、食育、徳育、環境教育

ア 循環型社会形成に向けた意識のあり方について記載する。

なお、「もったいない精神」についても記載する。

イ 系図(1)「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」及び(2)「県民等の自発的な活動の促進」について、具体的な施策等について記載する。

「もったいない運動」の取組みについても盛り込むとともに、県民の自発的取組みを促すため、「もったいない50の実践」(仮称)として具体的行動を「別表1」に例示する。